

職員の給与等に関する報告および勧告に当たって（談話）

本日、人事委員会は、県議会および知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告しました。

本年は、職員の給与と民間の給与を比較した結果、職員の月例給、特別給（ボーナス）とも民間を下回っていることが明らかとなりました。こうした民間の状況や人事院勧告の内容などを総合的に勘案した結果、職員の月例給については、公民較差 516 円（0.14%）を解消するため給料表の引上げ改定を行うとともに、特別給については、年間で 0.05 月分引き上げる旨の勧告を行うこととしました。

職員の給与以外の勤務条件に関しては、総労働時間の短縮、学校現場における教職員の負担軽減、職業生活と家庭生活の両立支援、職員の健康管理、公務員倫理の確保等について言及しました。

また、人事院は、高齢層職員の能力および経験を本格的に活用することが不可欠であるとして、国家公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行いました。このため、本県においても、国の検討状況等を注視していく必要がある旨言及しました。

本年は、平成 26 年から 5 年連続の職員給与水準の引上げという内容の勧告となりましたが、職員においては、改めて、全体の奉仕者としての使命を自覚し、より一層職務に精励され、県民の公務に寄せる期待と要請に応えるよう要望します。

職員の給与を人事委員会勧告によって適切に決定することは、県民から支持される適正な給与水準を保障するとともに、職員の努力や成果に報い、人材の確保、安定的・効率的な行政運営に資するものであります。県民の皆様の深いご理解をいただきたいと思います。

平成 30 年 10 月 22 日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之